

第3次  
江府町男女共同参画プラン



平成29年4月

江 府 町

# 目 次

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 基本理念	3
5 これまでの取り組みの総括	3
6 第3次江府町男女共同参画プラン体系図	4

## 第2章 計画の具体的な取り組み

### 【基本テーマⅠ】 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標1 働く場における女性の活躍推進	5
重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進	8

### 【基本テーマⅡ】 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援	11
重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備	14
重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	17

### 【基本テーマⅢ】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	18
困った時の相談窓口	21
鳥取県男女共同参画センター よりん彩相談室	22

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

男女共同参画社会は「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そして男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会」で、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。

男女共同参画の実現により目指すべき社会は、①固定的役割分担意識をなくした男女平等の社会の実現であり、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って生きることのできる社会であり、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会です。

国連で女性差別撤廃条約が採択されてから 37 年、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから 17 年、男女平等の実現に向けた各種の法律や制度の整備が図られてきたものの、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会を実現する上で多くの課題が残されています。

また、社会環境は、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、急速に変化する社会環境の下で、将来にわたって豊かで活力のある社会を築いていくためには、女性と男性が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして参画していく「男女共同参画社会」の実現を進めていくことが重要となっています。

この様な現状を受けて国では、平成 27 年 9 月に職業生活における女性の活躍を推進するための基本原則を定めた「女性活躍推進法」が公布されました。これにより職業生活の場において女性の個性と能力が十分に発揮され、男性、女性どちらにとっても豊かな社会となることが求められています。

女だから男だからという理由だけで、自分のしたいことができなかつたり、特定の仕事や役割にかたよつたりするのではなく、女性も男性も自分の意思で社会に参画し、支えあい、喜びも責任も分かち合い、男女がともに輝くまちづくりをめざして「第 3 次江府町男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び江府町男女がともに輝くまちづくり条例第 9 条第 1 項の規定に基づいて策定するものであり、江府町の男女共同参画社会の形成を推進するための町民の指針となる計画です。

また、基本テーマ I 「男女が共に活躍できる環境づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の第 6 条第 2 項に基づく江府町の推進計画としても位置づけます。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

### 4 基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法及び江府町男女がともに輝くまちづくり条例に基づき、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとする。

- 1) 男女が互いにその人権を尊重すること。
- 2) 男女が性別による差別を受けないこと。
- 3) 男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- 4) 男女が社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- 5) 男女が自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ責任を負うこと。
- 6) 男女が子の養育、家族の介護とその他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- 7) 男女が政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ責任を分かち合うこと。

### 5 これまでの取り組みの総括

江府町では、平成 17 年 3 月に「男女共同参画社会基本法」等の基本理念等をふまえ「江府町男女共同参画プラン」を策定し、平成 22 年 3 月には「江府町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定しました。また、平成 24 年の計画改定において社会情勢や町民意識調査の結果を勘案し、「第 2 次男女共同参画プラン」へと移行し、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会において相変わらず女性登用が少ない状況にあり、男女ともに意識啓発が必要であると同時に依然として固定的性別役割分担意識が残っていることが、男女共同参画の推進を阻害していると考えられます。

このことから江府町での家庭、地域、職場において男女が共同して、参画意識を高めていく取り組みがさらに進められるよう「第 3 次江府町男女共同参画プラン」において、目標達成に向けた具体的施策を展開していくこととします。

## 6 第3次江府町男女共同参画プラン体系図

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

基本テーマⅠ：男女が共に活躍できる環境づくり

	重点目標	施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり
		農林業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
		地域活動における男女共同参画の推進
		地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進
		防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

基本テーマⅡ：安全・安心に暮らせる社会づくり

	重点目標	施策の基本的方向
3	生涯を通じた男女の健康支援	生涯を通じた男女の健康の保持増進
		妊娠・出産等に関する支援
		健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心して暮らせる環境整備	高齢者が暮らしやすい環境の整備
		障がい者が暮らしやすい環境の整備
		ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援
5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	暴力を許さない社会づくり

基本テーマⅢ：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

	重点目標	施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発
		生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供
		男性の家庭生活・地域生活への参画促進

## 第2章 計画の具体的な取り組み

### 基本テーマⅠ 男女が共に活躍できる環境づくり

#### 重点目標1 働く場における女性の活躍推進

##### 【施策の基本的方向】

##### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

###### 【現状と課題】

少子高齢化やライフスタイルの変化が著しい昨今、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。しかし、仕事と生活を両立させるためには現在、様々な課題があります。

その一つが、固定的性別役割分担意識です。男性は外で働き、女性は家庭を守るという意識が社会で固定化し、働きたい女性や育児などをしたい男性の参画をしにくくしています。また、男女それぞれの働き方を見ると、女性は非正規労働や子育て後に再就職をする中断型労働、就職しても男女の賃金格差や、女性管理職への登用が少ないなど働きたい女性にとっては様々な課題があります。一方の男性の働き方を見てみると長時間労働や育児又は、介護休業制度の利用がしにくいなど、家庭生活や地域活動への参画が難しい現状があります。男女ともにワーク・ライフ・バランスを図るためには、固定的性別役割分担意識の改革や長時間労働の見直し、育児・介護休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど社会基盤の整備など積極的な取り組みが求められています。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育児休業取得率(江府町)	0%	33.1%	0%	0%	0%
育児休業取得率(鳥取県)	4.95%	5.11%	5.52%	5.7%	-

※平成24年度の江府町役場男性職員育児休業取得の実質人員は1名です。

##### 〈主な取組〉

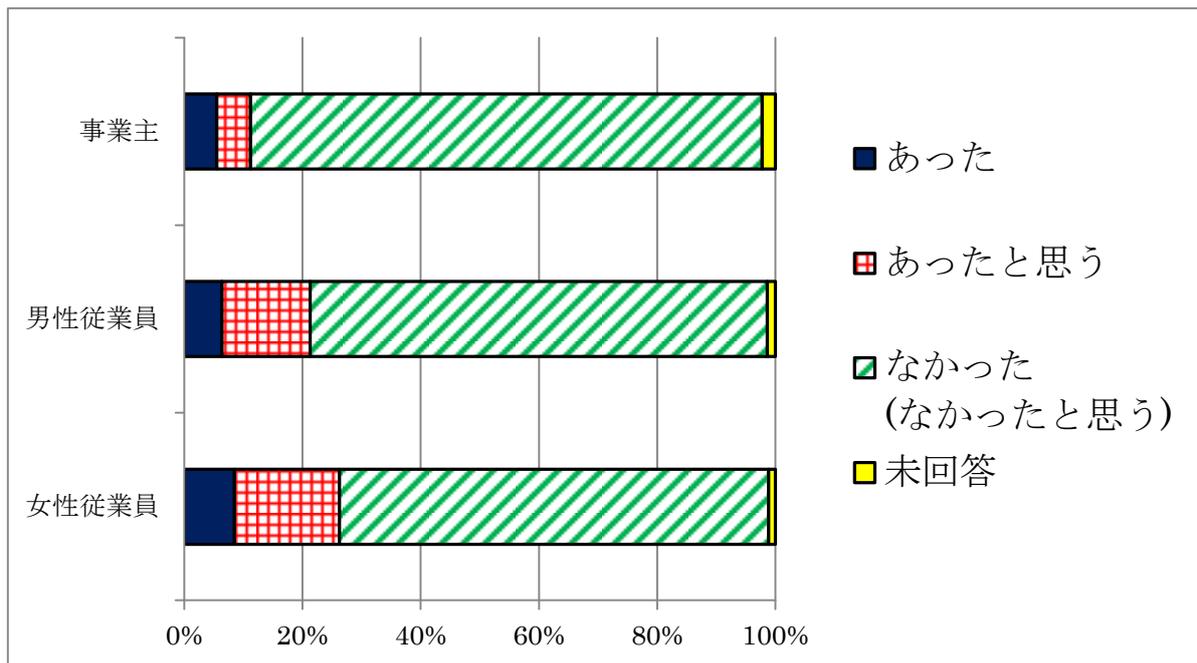
- ・町報や町のホームページ等で啓発を図ります。（ライフスタイルの見直し等の広報）
- ・町内事業所へ育児・介護休業制度等の周知を行い、男女がともに制度を利用しやすい環境整備に努めます。（事業主、従業員ともに制度に対する理解を深める）
- ・鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発を図ります。（「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業」への認定啓発）
- ・町内の実態把握のため事業所への育児休業取得に関するアンケート調査を行います。

## (2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

### 【現状と課題】

平成 27 年に「女性活躍推進法」が施行され、労働力人口としての女性の活躍に対する期待は大きく、女性の活躍できる環境の整備が重要となっています。また、女性だけでなく、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる社会づくりは男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な課題となっています。そのためには各種ハラスメントの防止などの啓発が必要です。

### ・鳥取県内の職場におけるセクシュアルハラスメント



H27 年度鳥取県職場環境等実態調査報告書より

### 〈主な取組〉

- ・男女が力を発揮できるように適材適所の配置を行います。
- ・町報やホームページ等で啓発を行います。(ハラスメント防止、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別の禁止など)
- ・働く場の状況把握のため、町内事業所での各種ハラスメントや女性の意識調査を行います。

### (3) 農林業における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

豊かで活気のある農林業の町を実現させるには、男女ともに個人の人権を尊重し合い、喜びだけでなく責任も分かち合いながら担い手として個性や能力を発揮できる環境を整えることが必要です。そのためには、女性は農業の担い手にとどまらず、方針を決定する場への参画が重要となります。それ以外でも、加工品の生産販売などで女性の役割も一層重要なものになっており、農林業に従事する女性が意欲を持って、いきいきと働くことができる環境づくりやリーダーの育成が必要となっています。

では、江府町の農業委員会への女性参画の現状を見ると、平成20年～23年に1名が委員となって以降、現在まで女性が不在となっており、今後、幅広い視点で意見を取り入れるためにも女性委員の存在は不可欠となっています。

江府町農業委員会委員数

任期	委員数(人)	内女性(人)
H26.7.20-H29.7.19	13	0
H23.7.20-H26.7.19	14	0
H20.7.20-H23.7.19	13	1

みちくさ会員数

年度	人数(人)
28	92
27	87
26	85
25	85
24	80

#### 〈主な取組〉

- ・ 農業（従事者、グループ）のリーダーの育成を支援します。
- ・ 新規就農、担い手の育成、集落営農等地域での取組みを下支えするとともに、江府町の農業の抱える課題について、構造面・品目にわたって支援体制を構築していきます。

## 重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

### 【施策の基本的方向】

#### (1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

##### 【現状と課題】

これからは、多様な人材の能力を活用していくとともに新たな発想や視点を取り入れていくことが求められています。そのためには女性の参画をあらゆる分野の政策・方針決定過程において進めていくことが重要です。本町の審議会などにおける女性登用状況を見ても審議会の女性登用率は全体の23.8%、委員会では、18.5%と男性の登用と比較すると、低い状況となっています。

今後の女性の政策や方針決定過程への参画を促進するためにも、人材育成、参画への意識改革等により積極的な女性の登用拡大を図る必要があります。

江府町内各種審議会での女性参画状況

年度	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					管理職の在職状況(江府町役場)		
	審議会等	うち		女性比率	委員会等数	うち	うち		女性比率	管理職総数	女性管理職数	女性比率	
		女性委員を含む数	総委員数				女性委員を含む数	総委員数					
28	19	13	227	54	23.8	5	3	27	5	18.5	14	4	28.6
27	21	14	319	78	24.5	5	3	27	5	18.5	20	6	30.0
26	21	13	315	75	23.8	5	3	28	5	17.9	17	5	29.4
25	18	14	329	101	30.7	5	3	27	5	18.5	17	5	29.4
24	18	13	335	106	31.6	5	3	27	5	18.5	20	4	20

##### 〈主な取組〉

- ・ 広報等により、男性、女性双方の意識改革を図ります。
- ・ 各種団体に向けて女性登用促進のための広報を行います。

## (2) 地域活動における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

地域活動の場においても、多様な視点を取り入れていくことが必要であり、そのためにも女性の参画が重要となります。しかし、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、本町においても、集落の区長、副区長の女性の参画は少なく、平成28年度では、40集落あるなかで女性が区長となった集落はなく、副区長も1人という現状です。また、保育園の保護者会長、小学校及び中学校のPTA会長に至っては、平成24年度から現在まで男性が会長を務め女性の起用はありません。今後は、男女ともに固定的性別役割分担意識の改革はもちろん、広報・啓発を行い、集落役員への女性登用や地域における女性リーダーの育成が重要になります。

集落役員及びPTA会長に占める女性の割合(人数)

年度	区長(人)	うち女性(人)	副区長(人)	うち女性(人)	PTA会長(人)	うち女性(人)
28	40	0	42	1	3	0
27	40	1	41	2	3	0
26	40	3	41	0	3	0
25	40	0	42	1	3	0
24	40	0	43	0	3	0

※PTA会長には、保育園の保護者会長も含まれます。

### 〈主な取組〉

- ・町報や町ホームページ等により積極的な広報・啓発を行い、集落役員等への女性登用の意識啓発を行います。

### (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

地域おこし、まちづくり、観光、環境等はいずれも暮らしの身近な課題であり、男女がバランスよく参画し、多様な発想や活動の活性化を図ることによって、新たな取り組みが期待できます。そのためには女性の積極的な参画は不可欠であり、女性リーダーの人材育成が重要となってきます。

男女が協力してまちづくり等に取り組んでいくための意識啓発や環境づくりが必要となります。

#### 〈主な取組〉

- ・女性が能力開発を図るための講座等の情報を収集し、町報やホームページ等において提供します。
- ・女性のリーダーを育成するための研修会の開催を行います。

### (4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

近年、地震や台風などの自然災害の発生が多く、防災・災害復興体制を整備することが重要になってきています。特に、被災時に女性と男性では、受ける影響やニーズが異なるため男女双方の視点に立った防災対策を推進する必要があります。

また、地域においても男女共同参画の視点に立ち、自主防災意識を高める必要があります。

#### 江府町における女性消防団員数

年度	定員(人)	人数(人)
28	10	9
27	10	6
26	10	6
25	10	6
24	10	6

#### 〈主な取組〉

- ・各集落において男女それぞれの意見を考慮した集落防災計画を策定します。
- ・女性消防団の活動内容を周知し、入団促進を図ります。
- ・自主防災組織の高揚を図ります。
- ・女性・高齢者が扱いやすい軽可搬ポンプの導入を図ります。

## 基本テーマⅡ 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

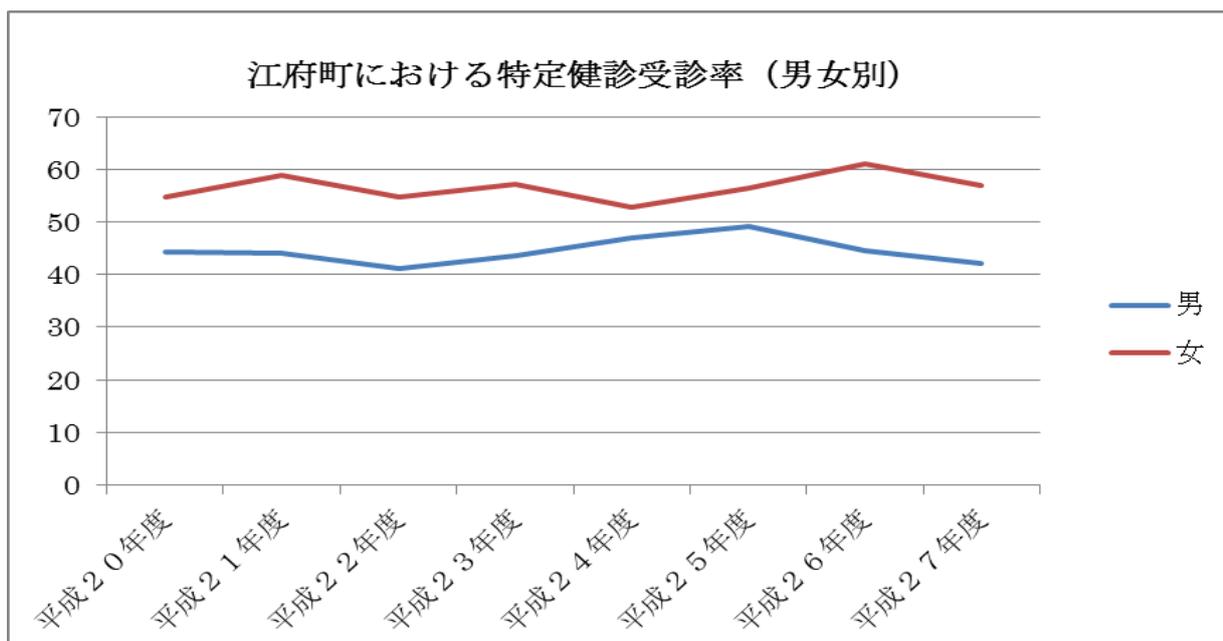
#### 【施策の基本的方向】

#### (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

##### 【現状と課題】

男女ともに、心身の健康についての知識や情報を得ることは健康的な生活を送るためには必要であり、生涯にわたって健康で過ごすためには、定期的な健康診断の受診や生活習慣の見直しをするなど一人一人が健康保持に向け、意識することが重要です。

意識してもらうためにも健康診断の周知や健康づくりに向けた啓発を行う必要があります。



#### 〈主な取組〉

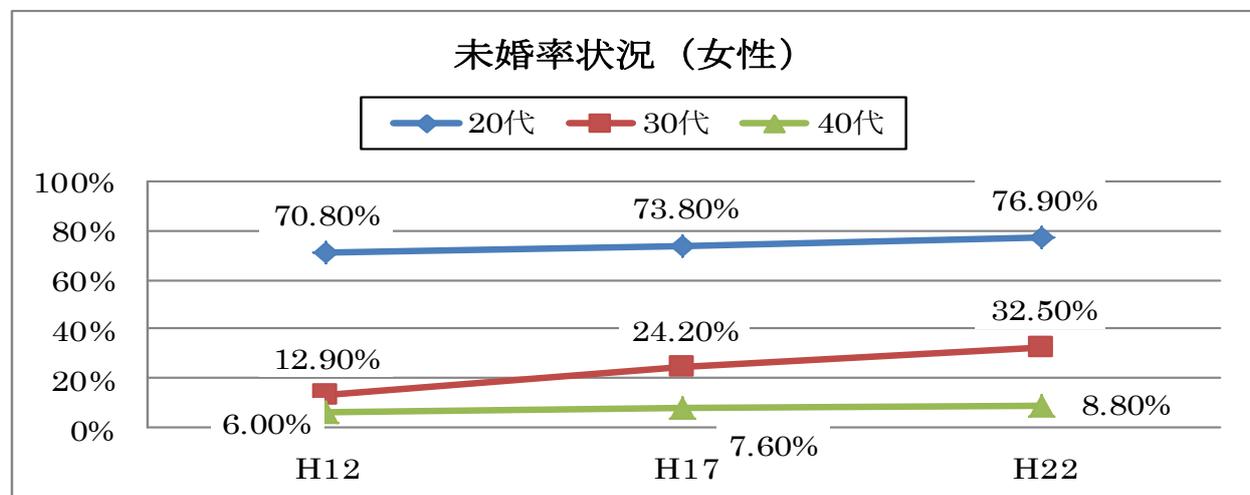
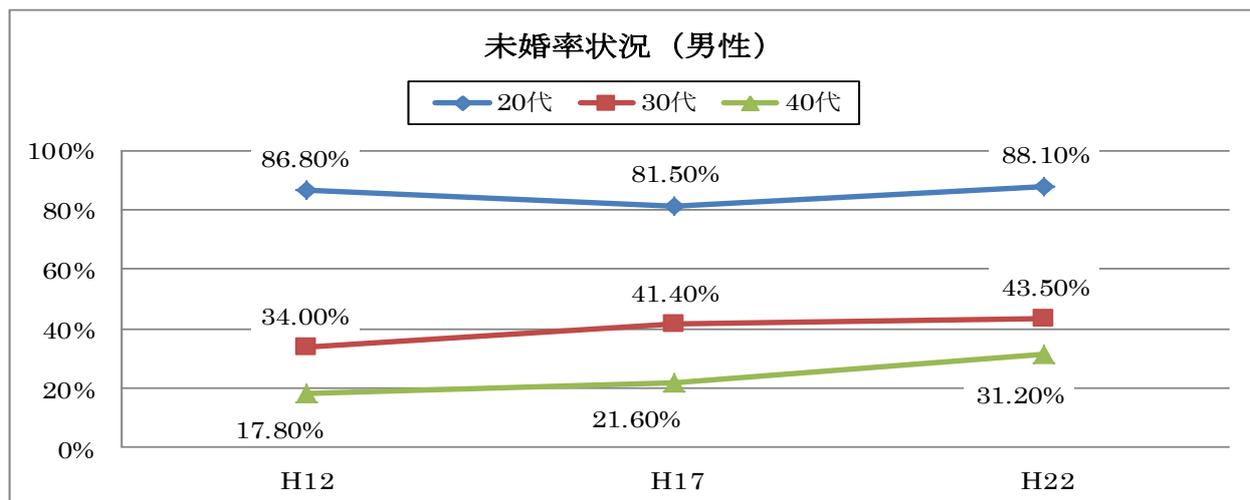
- ・健康保持に向け、一人一人が健康診断を受けるよう周知します。
- ・栄養指導を行うとともに講演会なども開催し健康推進を図ります。
- ・健康で過ごせるよう生涯スポーツの推進を図るための環境づくりを行います。
- ・こころの健康の保持に係る教育及び啓発の推進を図ります。

## (2) 妊娠・出産等に関する支援

### 【現状と課題】

健康面では、女性は妊娠や出産といった場面で男性とは異なった健康上の問題に直面します。女性が安心して妊娠し、出産後を過ごすことが出来るよう支援が必要です。また、近年妊娠中、出産後において、働く女性が増えていることから、各種支援を受けやすい環境の整備、制度の周知を行う必要もあります。

そして、晩婚化に伴う晩産化により、不妊に悩む女性が増えてきています。妊娠・出産についての希望が実現できるよう情報提供や相談体制の整備が必要です。



### 〈主な取組〉

- ・働きながら妊娠・出産ができるよう、妊産婦へ配慮するよう事業者へ周知します。
- ・不妊治療等に対する制度や体制などを周知します。
- ・子育て支援の充実を図ります。（保育園のじゃりん子クラブのPR、子どもの病気や育児に関する講座等）
- ・子育て支援センターの周知・充実を図ります。
- ・相談体制の充実強化を図ります。

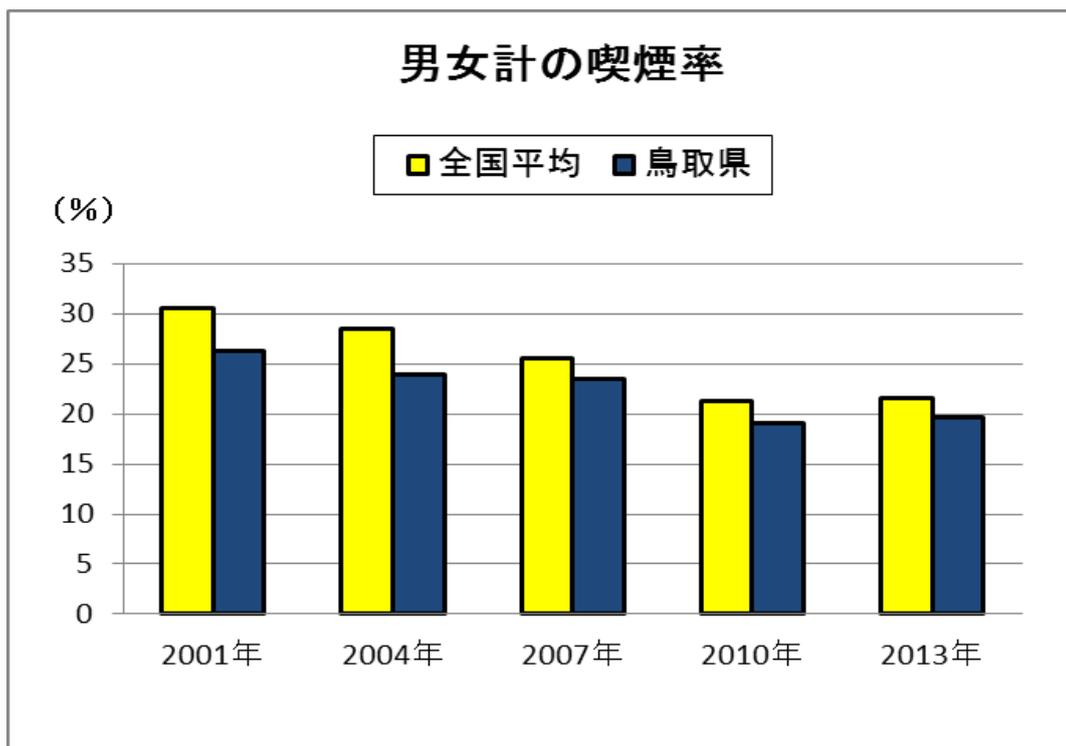
### (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

#### 【現状と課題】

エイズや性感染症については正しい知識の普及など若い世代から学校などで成長に応じた教育を進める必要があります。

また、危険ドラッグ等の薬物乱用防止についても正しい知識の普及が必要です。

その他にも健康を脅かす喫煙、飲酒などを未成年が行わないよう啓発・教育が重要となります。未成年だけでなく20歳以上の人についても喫煙はもちろんそれに伴う受動喫煙による健康被害が問題となっており対策が求められています。



(国民生活基礎調査 厚生労働省大臣官房統計情報部 データ参照)

#### 〈主な取組〉

- ・小中学校向けのエイズ、性感染症、薬物乱用防止等の啓発を行います。
- ・エイズ、性感染症、薬物乱用防止等への正しい知識を町報やホームページで啓発を行います。
- ・未成年による飲酒、喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止するための啓発をホームページや町報で行います。

## 重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

### 【施策の基本的方向】

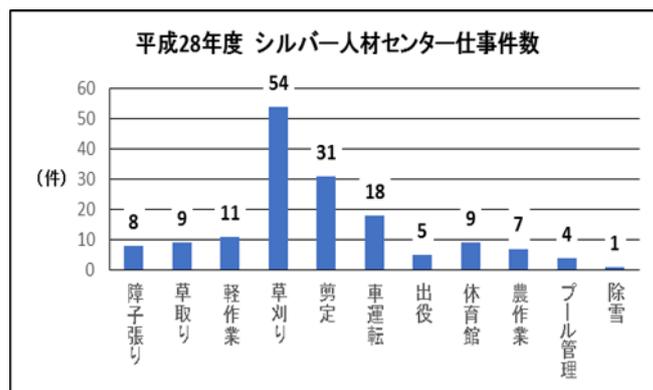
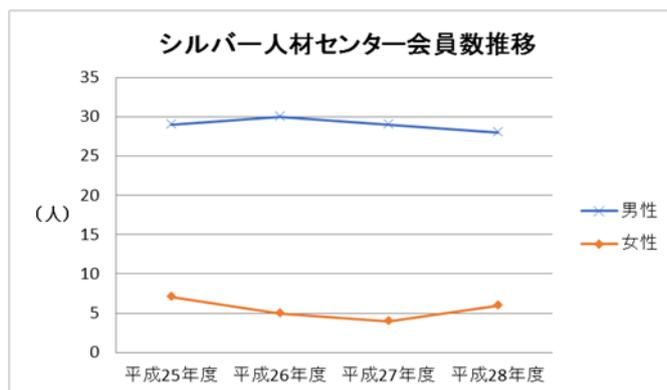
#### (1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

##### 【現状と課題】

町の高齢化率が43.26%（平成28年4月末現在）と4割を超えており、また、65才以上の人口が1349名（平成28年3月末現在）、そのうち17.36%が一人世帯となっており、ますます増えることが予想されます。

そんな中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、家族だけで支えるのではなく、地域や社会全体で支える仕組み（災害時の避難支援、健康支援）が必要となってきます。

また、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえ、高齢者の働ける場づくり、コミュニティづくりを行うなど生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが重要となります。



#### 〈主な取組〉

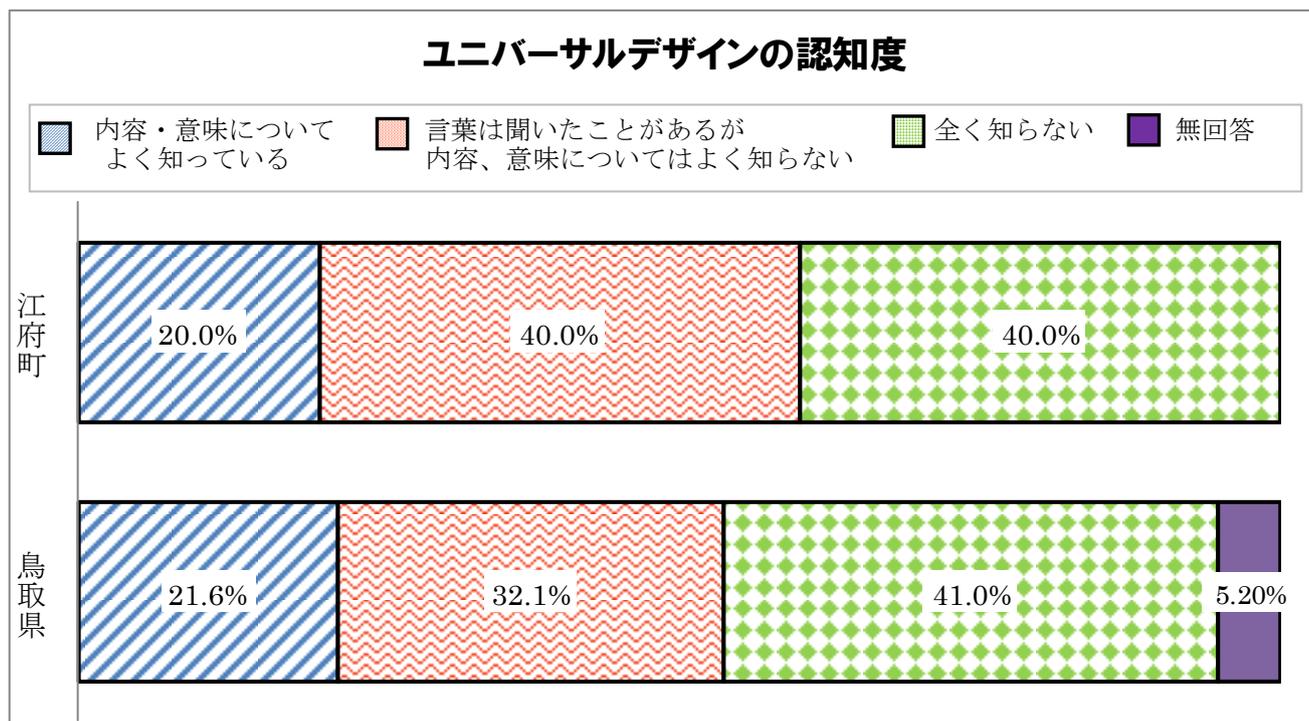
- ・住民が主体となって災害時の避難計画を作成します。
- ・高齢者（独居・避難が困難など）の情報を収集し、マップを作成してサポート体制を整えます。
- ・高齢者の活動を支援するようなサポートを充実させます。
- ・シルバー人材センターの充実を図ります。

## (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備

### 【現状と課題】

#### ■ バリアフリー化を進めるなど配慮が必要

江府町でもユニバーサルデザインの認知度が県の意識調査の結果 21.6%と低く、どういったものか、なぜ必要なのかを知ることが必要であり、障がい者はもちろん子どもや高齢者など多くの人々が利用する施設や建物についてバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れるなど、利用しやすくする配慮が必要です。



■ あいサポート運動など、様々な障がいの特性や、必要な配慮について理解を深めるための啓発をする必要があります。

障がいといっても様々であり、車いすを利用される方、寝たきりの方、目の見えない方、耳が聞こえない方、精神障がいのある方などがおられ、また、人によって配慮の必要性が違ってきます。それを理解するためにまずは、知る事が重要です。

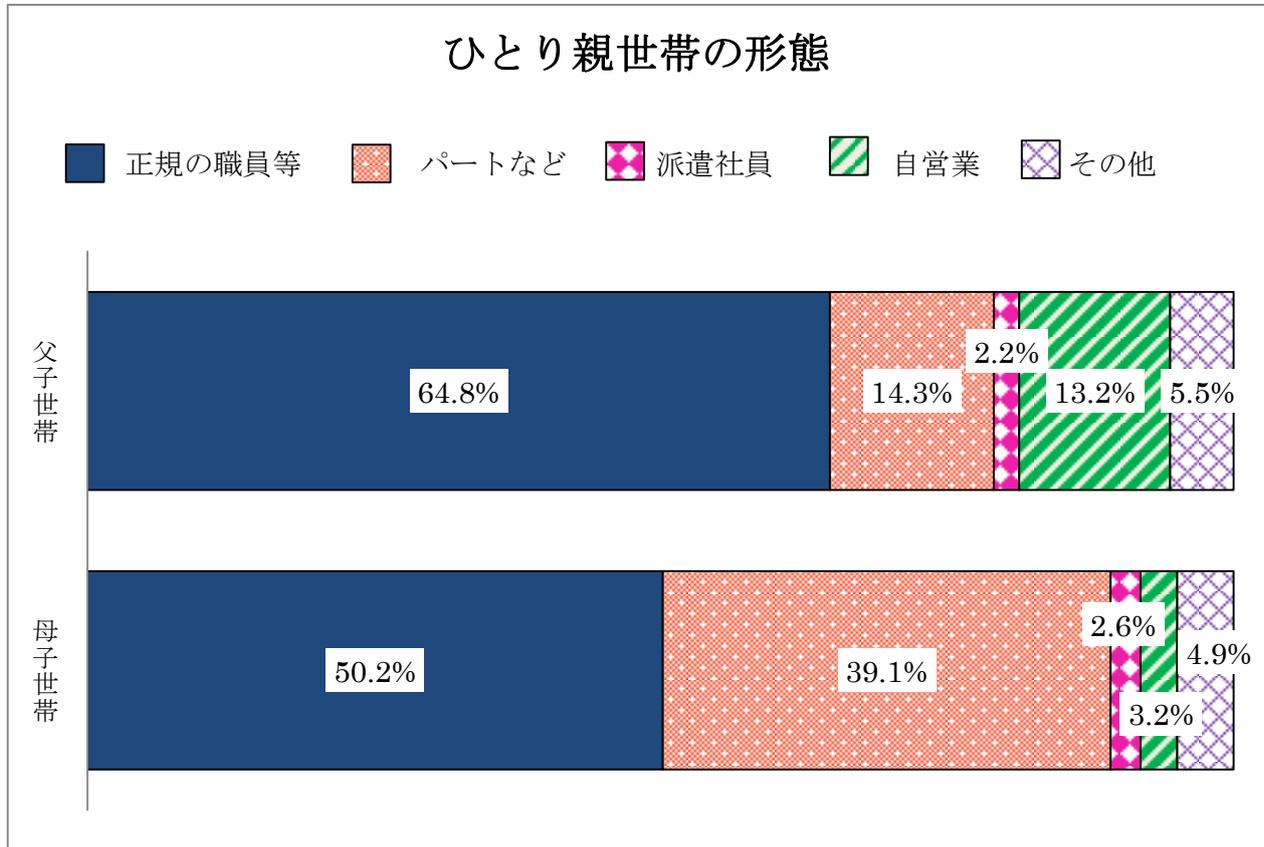
#### 〈主な取組〉

- ・ バリアフリーの推進を図ります。
- ・ ユニバーサルデザインの周知を行います。
- ・ 障がい者などをサポートする講座・講演等を開催します。
- ・ 多様なニーズに対応した整備を進めます。(情報提供の方法など)

### (3) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

#### 【現状と課題】

■ひとり親家庭では様々な責任を一人で負うため、生活する上で困難な状況に陥りやすいひとり親家庭などに対して子育て支援や生活支援、就業支援が必要です。



平成25年度 鳥取県ひとり親家庭実態調査より

■女性であることでさらに困難な状況に置かれる場合などについて、周りの人が正しく理解をするために人権教育、啓発が必要となります。

女性であること、貧困、職業差別など偏見からくる人権侵害をなくすための教育、啓発が必要です。

#### 〈主な取組〉

- ・子育て支援の充実を図ります。
- ・相談体制の充実強化を行います。(就業、子育てなど)
- ・偏見をなくすために人権教育講座又は、講演会などを行います。

## 重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

### 【施策の基本的方向】

#### (1) 暴力を許さない社会づくり

##### 【現状と課題】

##### ■あらゆる暴力防止に向けた普及啓発

女性に対するあらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けては、DVやセクハラとはどのようなものなのかを知り、加害者側にどのような理由があっても「犯罪行為」として被害を訴えることが出来るという当然の権利が保障されることを町民一人ひとりが認識し、行動することが大切です。

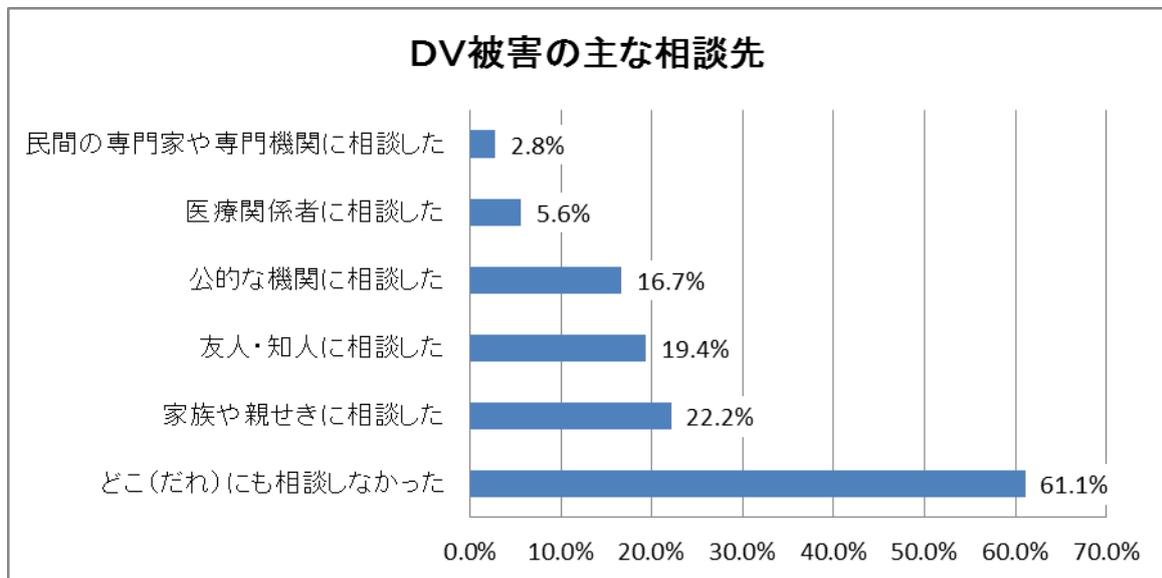
また、近年では、男性が女性から暴力などを受けるケースもあり、場面にあった相談体制や支援が求められています。

被害の拡大を防ぐため啓発活動を行うとともに、被害を訴えることの出来る場の拡充、保護体制の整備、被害者の生活の再建などの支援が必要です。

##### ■性に起因する人権侵害を許さない

性犯罪の被害者の多くが被害に遭ったことを相談するなど声を上げることが出来ません。

そのため、性暴力被害者への支援に関する仕組みの整備、支援体制の構築が必要です。



平成26年度 鳥取県男女共同参画意識調査より

#### 〈主な取組〉

- ・電話などでの相談所の開設を行う等相談しやすい環境づくりを行います。
- ・広報誌等で困ったときの相談窓口一覧を載せるなど、相談窓口の周知を行います。
- ・暴力防止の普及啓発を行います。

## 基本テーマⅢ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

### 重点項目6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

#### 【施策の基本的方向】

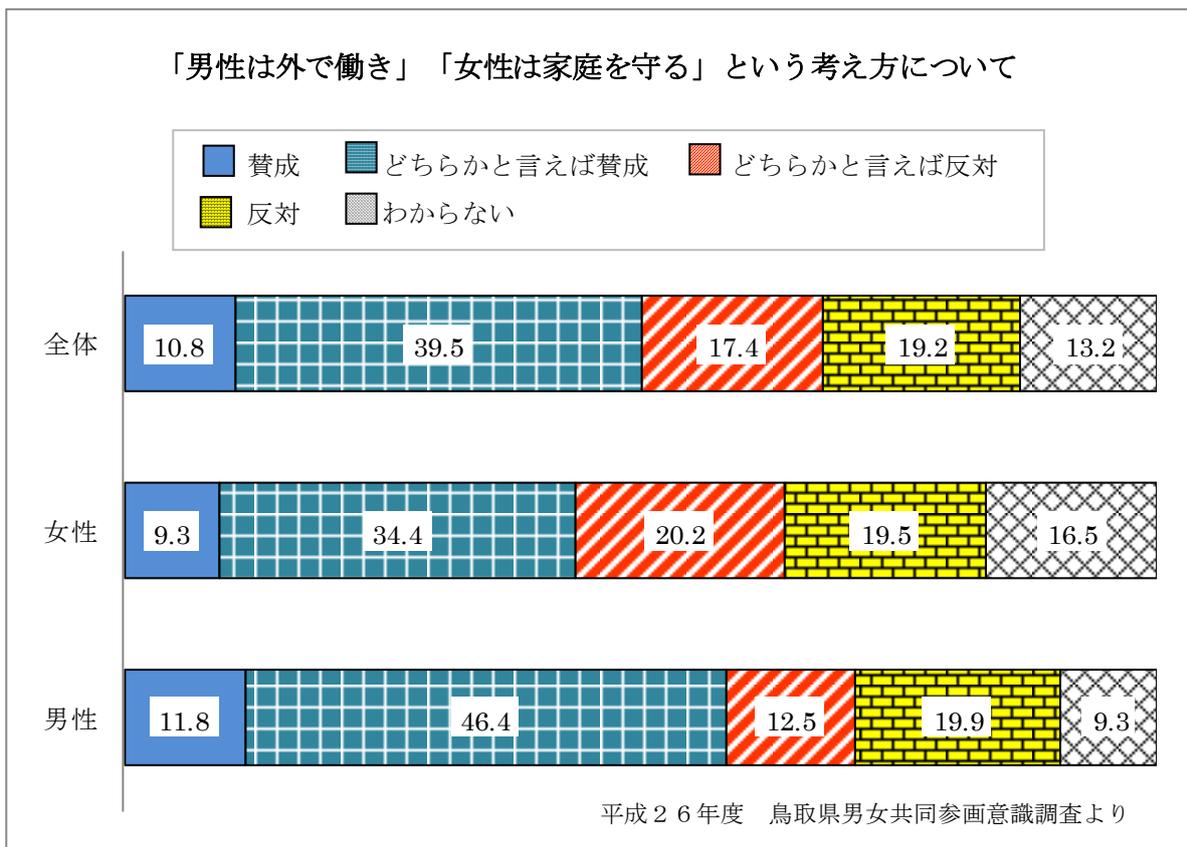
#### (1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

##### 【現状と課題】

##### ■様々なメディアを通じて広報啓発活動を行う必要がある

平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査の中で、「男性は外で働き」「女性は家庭を守る」という考え方についてどのように感じるのかを調査したところ、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が全体の回答で50.3%、男性の回答を見ると58.2%となっており、働きたい女性にとって今だ厳しい現状です。固定的性別役割分担意識を変えてより良い社会を築くためには、男女共同参画の必要性を知らなくてはなりません。

あらゆる層に対して男女共同参画の必要性などについて共感できるように町報、ホームページ、無線放送などを活用し、広報啓発活動を行う必要があります。



#### 〈主な取組〉

- ・男女ともに共感できるようなPRを行います。

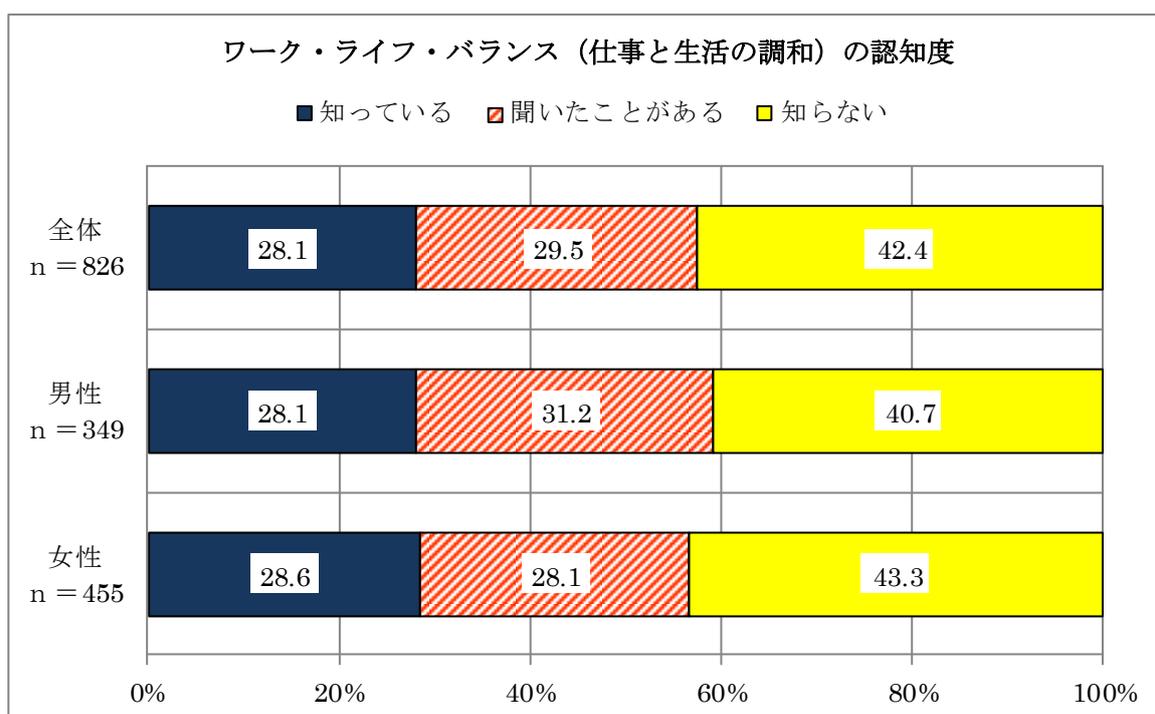
## (2) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

### 【現状と課題】

■生涯を通じて男女共同参画の意識を高めるため、学習機会を提供し、男女共同参画の理解を深めていくことが必要

平成26年度の鳥取県男女共同参画意識調査において男女共同参画に関する用語の認知度を調査したところワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を「知らない」という回答が42.4%（全体）ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に至っては、63.9%が「知らない」という結果となっており、重ねて周知を図っていかねばなりません。

県の関係機関と連携をとり、講師派遣やDVD学習教材又は、関連書籍を借りる等し、学習の幅を広げることが必要です。



平成26年度 鳥取県男女共同参画意識調査より

### 〈主な取組〉

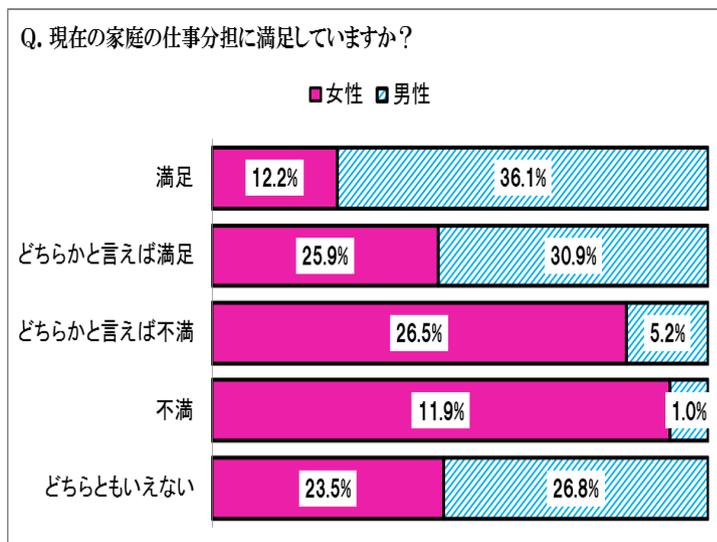
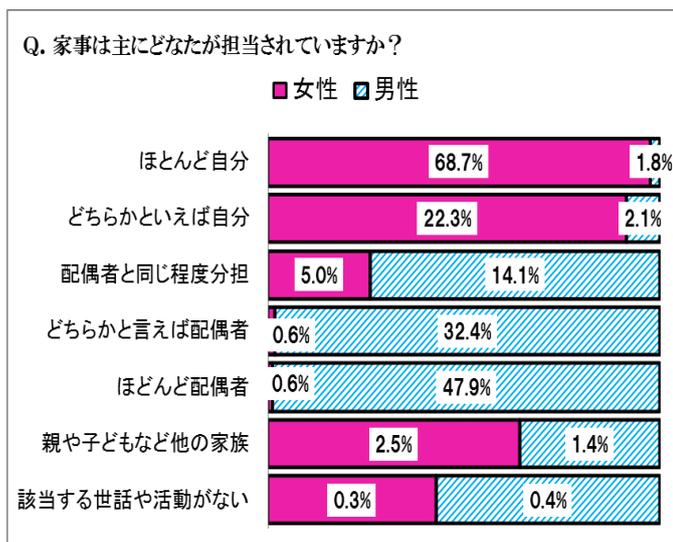
- ・鳥取県人権ひろば21（ふらっと）よりDVDを借り、公民館で学習会を行います。
- ・鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）の出前講座を利用し公民館で学習会を行います。
- ・行政による学習機会の提供を行います。
- ・誰もが参加しやすい研修を行います。

### (3) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

#### 【現状と課題】

■ 固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家庭生活（家事・子育て・介護等）への参画を促進する必要がある

現在、家庭における仕事の分担としては、女性が担っている家庭が多い。男性も配偶者と同様に家庭における仕事をしていると思っても、女性側からするとそうは思われていない現状があり、男女間での認識のずれがある。男性の家庭生活への参画には男性の意識改革はもちろん、女性の側の意識改革も必要です。お互いがそれを認めあうことが求められています。



平成26年度 鳥取県男女共同参画意識調査より

#### 〈主な取組〉

- ・ 夫婦で参加する子育て教室を開催します。
- ・ 男性向けの家事教室を開催します。

## ◆◆◆ 困った時の相談窓口 ◆◆◆

ひとり親家庭の総合的な相談

◆江府町役場 福祉保健課

電話 0859-75-6111

児童についてのあらゆる相談

◆米子児童相談所

電話 0859-33-1417

就職や雇用に関する相談

◆米子公共職業安定所

(※<sup>注1</sup> マザーズコーナーあり)

電話：0859-33-3911

◆米子公共職業安定所根雨出張所

電話：0859-72-0065

お子さんのための電話相談

◆子ども電話相談西部

相談日：月曜日～金曜日

相談時間：午前8時30分～午後5時15分

電話：0859-33-2020

◆チャイルドライン

相談日：毎週水曜日

相談時間：午後4時～午後9時

電話：0120-99-7777

◆いじめ110番

相談日：月曜日～金曜日

相談時間：午前8時30分～午後5時30分

相談場所：鳥取県教育センター

電話：0857-28-8718

※<sup>注1</sup> マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制(ご相談の中で予約が可能)による職業相談、地方公共団体などとの連携による保育所などの情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っている。

## DV・ハラスメント等女性の人権についての相談

受付時間（平日）

午前8時30分～午後5時15分

◆女性の人権ホットライン

電話 0570-070-810

◆鳥取地方法務局

電話 0857-22-2470

◆警察総合相談電話

電話 0857-27-9110

または #9110

◆警察本部性犯罪110番

電話 0857-22-7110

◆配偶者暴力相談支援センター

□相談場所：西部総合事務所福祉保健局  
心と女性の相談担当

受付時間（月曜日～金曜日）

午前8時30分～午後5時15分

※緊急の場合は、夜間・休日も対応

※DVを受けている男性からの相談にも  
応じています。

電話 0859-31-9304

□夜間休日電話相談

受付時間

（夜間【毎日】）

午後5時15分～午後8時30分

（休日【土・日・祝日】）

午前8時30分～午後5時15分

電話 0858-26-9807

DVは重大な人権侵害です。

いかなる理由があっても暴力は許されません。一人で悩まずご連絡を！

**緊急の場合は、迷わず110番を！**

## 鳥取県男女共同参画センター よりん彩相談室

### 一人で悩まないで、まずは、お電話を

どんな相談を聞いてくれるの？

- 夫婦関係がうまくいかない
  - 離婚を考えているけどどうしよう
  - 夫からの暴力にどうしたらいいの？
  - 家族とうまくいっていない
  - 周りとの人間関係が難しい
  - こんなこと誰にも話せない
  - 暮らしの困り事はどこに聴くの？
- など

#### ∞∞∞一般相談∞∞∞

専任の相談員があなたの不安や迷いをお聞きして一緒に考えます。

##### ◆西部相談室

・電話相談・面接相談【予約制】

相談日：月曜日～金曜日

相談時間：午前9時～正午

午後1時～午後5時

※第3木曜日：午前9時～午前11時30分

相談場所：米子コンパニオンセンター 4階

電話：0859-33-3955

##### ◆センター相談室

・電話相談・面接相談【予約制】

相談日：火曜日～日曜日

相談時間：午前9時～午後5時

相談場所：倉吉未来中心 1階

電話：0858-23-3939

※休館日：月曜日、年末年始、  
月曜日が祝日の場合は、その翌日

#### ∞∞∞専門相談∞∞∞

##### ◆法律相談（弁護士）

・面接相談のみ【予約制】

相談日及び時間：場所によって違います。各相談室へお問合せ下さい。

場所：法律相談センター（鳥取、倉吉、米子）

相談時間は一人30分間

##### ◆心の相談（女性臨床心理士が対応）※女性対象

・面接相談のみ【予約制】

相談日：水曜日

相談時間・場所：相談室によって違いますので、各相談室へお問い合わせください。

相談時間は一人60分程度

##### ◆心の相談（男性臨床心理士が対応）※男性対象

・電話相談・面接相談【予約制】

相談日：第1土曜日

相談時間：午後3時～午後6時

相談場所：よりん彩センター相談室

相談時間は一人60分程度

電話：0859-33-3955

鳥取県男女共同参画センターよりん彩（さい）とは…  
男女共同参画社会をつくるための学習、啓発、情報提供、相談、活動の支援等を行っていく拠点施設です。

—お問い合わせ先—

江府町教育委員会事務局

電 話 0 8 5 9—7 5—2 2 2 3

F A X 0 8 5 9—7 5—3 9 4 2